

子ども医療費助成制度を国の責任で行うことを求める意見書

我が国は、少子化が大きな社会問題になっています。若い世代が安心して結婚・子育てできる環境の整備に向けて、子育て負担の大胆な軽減など、少子化対策の抜本的強化を図らないと、人口減少に歯どめをかけることはできません。

その中でも、少子化対策に関する重要な施策として、子どもの医療費助成は、疾病の早期診断と早期治療を促進し、子育て世帯の負担軽減を図ることを目的として、全ての都道府県において乳幼児医療費無料化を含むさまざまな助成制度を実施しています。厳しい財政状況の中での地方単独事業であるため、結果として助成対象年齢や自己負担額などに地域間格差が生じている実態にあります。

しかし、国は、地方自治体が行っている乳幼児等に対する医療費助成については国民健康保険療養給付費等負担金及び普通調整交付金の減額する措置をしており、施策推進に大きな支障ともなっています。

については、国においては、子育て支援の観点から、地方自治体が行う子ども医療費助成等の施策について、国民健康保険に係る国庫負担減額調整措置を早急に廃止するとともに、子ども医療費助成制度を国の責任で行うことを強く要請いたします。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成28年3月10日

宮城県大崎市議会議長 佐藤清隆

内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長

} 殿